

<当院の施設基準の院内掲示について>

施設基準とは、保険診療において医療機関の機能や診療体制、設備、安全面、サービスなどを評価するためのものです。当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省に届出を行っています。

・ 歯科点数表の初診料の注1に係る基準

当院は、院内感染防止のため、歯科医療機器の患者ごとの交換・洗浄・滅菌を徹底し、従業員への研修を実施しています。

・ 歯科外来診療医療安全対策加算

当院は、患者様に安全で安心な歯科医療をご提供するために、AED等の医療安全対策に必要な装置を備え、緊急時には連携医療機関と協力して対応できる体制を整えています。

・ 医療情報取得加算

当院は、患者様の同意に基づき、受診歴、薬剤情報、特定健診情報などの診療情報を取得・活用することで、より安全で質の高い医療の提供に努めております。

・ 医療DX推進体制整備加算

当院は、オンライン資格確認などの導入を通じて医療DXを推進し、質の高い医療を提供するための十分な情報を取得する体制を整えています。

・ クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で装着した冠（被せ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

<当院の療養担当規則等に関する院内掲示について>

・当院の個人情報保護について

当院は、個人情報保護に努め、問診票などの個人情報は治療目的以外には使用しません。

・当院のお口の病気の継続管理について（歯科疾患管理料）

当院は、患者様のお口の健康維持のため、歯科疾患管理料を算定しております。定期的な検査や予防処置、継続的な管理を通じて、虫歯や歯周病の重症化を防ぎ、生涯にわたる健康な口腔環境をサポート致します。

・当院の入れ歯の（義歯）の再作製について

入れ歯を新しく作った後は、6カ月間は新たに作り直すことは出来ません。他院で作った入れ歯についても同様になりますので紛失等にご注意下さい。